

# 教職員の働き方改革

すべての取り組みは、牛久の未来を担う子どもたちのために

VOLUME  
1

以前から議論されてきた小・中・義務教育学校における長時間労働。2019年には「働き方改革関連法」が施行され、教職員の働き方を見直す動きが進んでいます。市でも、さらに教育の質を高めるため、学校の業務等の見直しを行っていく予定です。学校の現状や今後の取り組みなど、教職員の働き方改革について、全3回の特集でお知らせします。

## 教職員の長時間労働は社会全体で向き合う問題

「子どもたちの健やかな成長のため、教職員ががんばるのは当たり前」「一生懸命で忙しいのは『美德』『忙しくて、子どものためになるなら、ついついやってしまっ』」

日本の学校は、これまで右記の言葉のように、教職員の惜しみない献身性と高いモチベーション(士気)によって支えられてきた側面があります。しかしながら、学校教育を取り巻く環境が大きく変化している現在の社会では、これまでのような教職員の「善意」と「献身」に頼り過ぎている状態では無理がある、つまり「持続可能ではない」といわれています。

現実的な問題として、近年、教師という職業を希望する若者の減少が著しく、教師という職業が「あこがれの職業」としての魅力が減り、有能な人材が集まりにくい、欠員補充がままならないような状況が生まれています。また、全国的に見て過労死の発生や精神疾患者が増えており、教師の健康への悪影響は、児童生徒に、決して良い影響を与えるものではありません。そして、このような状況の背景には、いじめ・不登校問題や貧困問題など、児童生徒に関する諸問題が複雑化、困難化していることに伴う対応への教職員の負担増加や勝利至上主義に傾きがちな部活動指導の現状などがあり、教職員の長時間勤務の改善は、学校現場だけでなく社会全体で

向き合わなければならぬ問題です。

牛久市教育委員会では、これまでも出退勤時間管理のためのタイムカードレコーダーの導入や留守番電話の設置、学校閉庁日の設置、連用などの取り組みを進めてきました。しかしながら、教職員の在校時間の短縮が進んでいるとは必ずしも言えない状況であり、抜本的な改善には至っていません。

## 教職員の長時間労働解消は、「教育の質」向上につながる

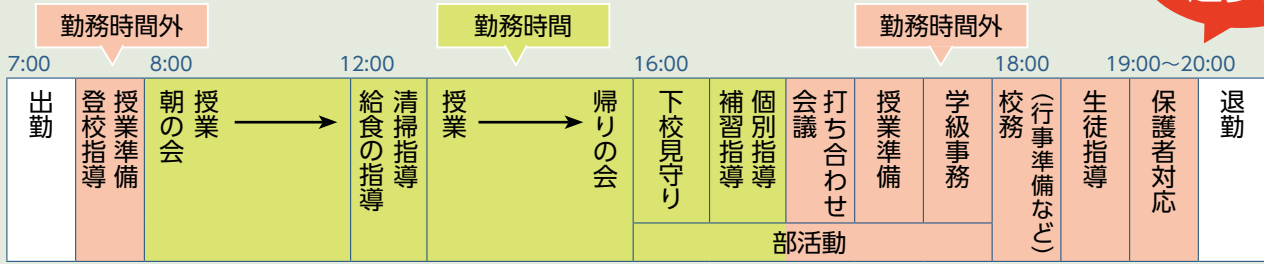
なぜ働き方改革を進めなければならぬのか、文部科学省の中央教育審議会の答申にもあるように、長時間労働がなぜ悪いのかについて、学校の内外でのさらなる共有化を図り、教職員が子どもたちのためにと自らの家庭を犠牲にし、長時間労働までして一生懸命が「がんばる」ことは、実は子どもたちのためにならない」という意識改革を社会全体で進めることが必要と考えます。

牛久市教育委員会でも、このような基本的認識に立ち、教職員の長時間労働を改善することで、教職員一人一人が日々の生活の質や人生を豊かにすることに、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることを目指しています。



## 教師の一日のスケジュール(イメージ)

※勤務時間は午前8時05分～午後4時35分(学校により異なります)



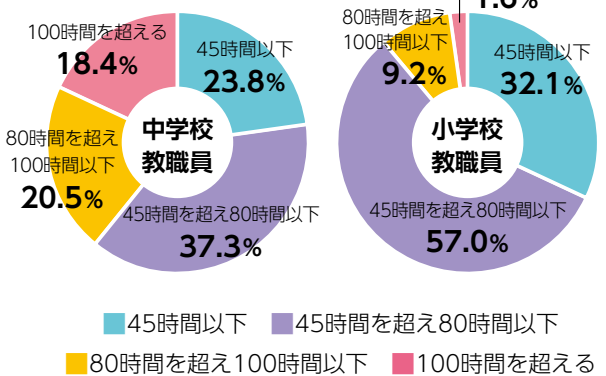
教師は、朝は子どもたちを迎えるために勤務時間前からさまざまな準備をします。夕方は子どもたちを見送った後、翌日の授業準備やテストの採点、保護者対応などを勤務時間外に行うことが多くあります。

## 市内小中義務教育学校の 超過勤務の現状

国は、「限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善や児童生徒等に接する時間を十分確保し、教師が自らの授業を磨くとともにその人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことをできる状況を作りだすことを目指して」1カ月の超過勤務の上限を45時間、1年間の超過勤務の上限を360時間と設定しました(公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン)。

しかしながら、市内の小中義務教育学校の教職員の勤務状況を見ると、小学校では67・8%、中学校では76・2%の教職員が月45時間を超えている状況です。

### 市内小中義務教育学校教職員 ひと月の残業時間



## 〈文部科学省の中央教育審議会で示された具体的な業務改善事項〉

### □ 基本的には学校以外が担うべき業務

- ①登下校に関する対応
- ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応
- ③学校徴収金の徴収・管理
- ④地域ボランティアとの連絡調整

※その業務の内容に応じて、市や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。



### □ 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務

- ⑤調査・統計への回答等(事務職員等)
- ⑥児童生徒の休み時間における対応(輪番、地域ボランティア等)
- ⑦校内清掃(輪番、地域ボランティア等)
- ⑧部活動(部活動指導員等)

※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。

### □ 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

- ⑨給食時の対応(学級担任と栄養教諭等との連携等)
- ⑩授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
- ⑪学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
- ⑫学校行事の準備・運営(事務職員等との連携、一部外部委託等)
- ⑬進路相談(事務職員や外部人材との連携・協力等)
- ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等)



## ● 次回は11月1日号

今特集の2回目(全3回)は、上記の「これまで学校・教師が担ってきた代表的な14業務」について、今後どのように役割分担や連携を図っていくか、詳しくお知らせします。

中央教育審議会では、これまで学校・教師が担ってきた代表的な14業務の在り方について「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3分野で区分し、今後の方向性を示しています。もちろんこれ以外の業務もあります。まずはこの14種類の業務について、現状を確認しながら、できるところから進めていく必要があると考えます。